

7 衛生委員会等の調査審議事項

- 過重労働による健康障害防止対策について、衛生委員会等では以下の事項を含め調査審議します。

衛生委員会等での調査審議事項

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること

- 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関するこ
- 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定に関するこ
- 面接指導等の実施方法及び実施体制に関するこ
- 労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関するこ
- 申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関するこ
- 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関するこ

8 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

- 事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。
 - 時間外・休日労働時間が月100時間超及び2～6月平均で月80時間超の労働者について、すべての労働者に面接指導を実施するよう基準の設定に努めること。
 - 時間外・休日労働時間が45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望ましいこと。
 - 例1) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する
 - 例2) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける

9 面接指導等の実施に当たって

- 月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議の上、以下の①～③を図りましょう。調査審議の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。
 - 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
 - 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
 - 労働者に対する体制の周知
- 面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望ましいものです。
- 面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- 派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者に実施義務が課せられます。
- 時間外・休日労働が月100時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。

10 施行期日は、平成18年4月1日です

ただし、常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月1日からの適用です。

- これらの事業場についても、長時間労働による健康障害を防止するため、地域産業保健センターを活用するなどして面接指導等とその結果に基づく事後措置の実施を図りましょう。

改正労働安全衛生法及び関係政省令、長時間労働者への面接指導チェックリスト（医師用）、労働者の疲労蓄積度チェックリスト等は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>）に掲載しています。

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。